(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
伊予市稲荷字北田甲七一六番二から同市稲荷字明見前甲五四四番一まで	前	三一・〇～四六・二〇メートル	三一・〇～四八・八六キロメートル
	後	三一・〇～四八・八六	三一・一二六
伊予市上吾川字松本甲一番二地先から同市下吾川字池田七七二番一地先まで	前	二〇・四六～三九・〇八	〇〇・〇〇七
	後	三六・八七～三九・〇八	〇〇・〇〇七

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

二(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
高知県吾川郡いの町波川字ハリギ三〇九番一から同町波川字五百地一〇三番一地先まで	前	一〇・一四～一二・四四メートル	〇〇・二五一キロメートル
	後	一〇・一四～四一・六五	〇〇・二五一

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号	伊予市市場字鳩岡甲一五四番一から同市米湊字野中一一六三番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所
〃	伊予市米湊字安広七六二番三地先から同市下吾川字池田八〇二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十二年二月二十六日

○四国地方整備局告示第十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年二月二十六日

四国地方整備局長　足立　敏之

一　施行者の名称　愛媛県

二　都市計画事業の種類及び名称　新居浜都市計画道路事業三・四・四号西町中村線

三　事業施行期間　自平成二十二年二月二十六日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　愛媛県新居浜市政枝町三丁目及び横水町地内

使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可をしたので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年二月二十六日

四国地方整備局長　足立　敏之

一　施行者の名称　愛媛県

二　都市計画事業の種類及び名称　新居浜都市計画道路事業三・四・四号西町中村線

三　事業施行期間　自平成十七年六月三十日至平成二十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日

九州地方整備局長　岡本　博

一(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
出水市境町二二六七番一地内	前	九・三〇～一二・一〇メートル	〇〇・〇二三キロメートル
	後	一〇・九〇～一六・〇〇	〇〇・〇二三

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

二(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長崎県東彼杵郡東彼杵町坂本郷字俵坂東二三一一番一から同町坂本郷字俵坂西二一一九番三まで	前	九・六〇～一四・四〇メートル	〇〇・〇六三キロメートル
	後	一一・〇〇～一六・四〇	〇〇・〇六三

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

三(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長崎県東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷字平町四九六番三地内	前	一六・四〇メートル	〇〇・〇〇六八キロメートル
	後	一四・四〇	〇〇・〇〇六八

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

四(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
久留米市田主丸町上原字原口三〇五番三からうきは市浮羽町山北字尾上六一三番三まで	前	BA 七・〇〇～一七・〇〇	二五・〇〇メートル 一三・〇〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 七・〇〇～一七・〇〇	二五・〇〇メートル 一三・〇〇キロメートル	
			一四六・〇〇 一二・八一五	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

五(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鹿児島県曽於郡大崎町永吉字中段八二二四番一から同町永吉字中段八二四四番二〇まで	前	一二・八八～一四・〇一メートル	〇〇・一一四キロメートル
	後	一三・七四～一七・一六	〇〇・一一四

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所